

処分の種類	業務停止処分(7日間) 業務停止期間:平成30年5月8日～平成30年5月14日
処分年月日	平成30年4月20日
商号又は名称 (法人の場合は法人番号)	株式会社ミルフィーユホーム (法人番号 6120101024657)
代表者	堀井 透
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(2)第54143号 平成25年7月30日
主たる事務所の所在地	高石市
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、高槻市所在の土地及び建物の売買契約における業務について、は次のとおり法に違反する事実があった。</p> <p>1 法第35条第1項の規定による重要事項説明において、宅地建物取引士以外の者に説明をさせた。 このことは、法第35条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p> <p>2 法第37条第1項に規定する書面(不動産売買契約書)において、宅地建物取引士をして記名押印させなかった。 このことは、法第37条第3項の規定に違反し、法第65条第1項に該当する。</p> <p>3 宅地建物取引業者である被処分者が売主、宅地建物取引業者でない者が買主である本売買契約において、土地及び建物の瑕疵を担保すべき責任に関し、「引渡完了日から3ヵ月以内に請求を受けたものにかぎり、責任を負う。」という買主に不利となる特約をした。 このことは、法第40条第1項の規定に違反し、法第65条第1項に該当する。</p>	